#### た条例等のあ らま

- 徳島県公害紛争処理条例等の一部を改正する条例 (条例第四十
- 方法による徴収を可能とすることとした。 次に掲げる条例に規定する使用料及び手数料に ついて、 による収入の方法
- 徳島県公害紛争処理条例
- 2 徳島県保健所の設置及び管理に関する条例
- 徳島県飼料検定条例
- ら施行することとした。
- 正する条例 **職員の給与に関する条例及び一般職の** この条例は、令和六年一月一日から (条例第四十二号) 任期付研 究員の採用等に関する条例の
- 職員の給与に関する条例の 給料表の改定 部改正
- を引き上げるとともに、 上げることとした。 全ての給料表について、 定年前再任用短時間勤務職員の全ての基準給料月 若年層に重点を置きながら全ての号俸にお いて給 料 月
- 諸手当の改定
- 対する支給月額の限度額を四十一万五千六百円に引き上げることとした。 初任給調整手当につい て、 医療職給料表一の適用を受ける医師及 び歯科 医
- [ 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百二十五(特定幹部職員る二分の一加算の限度額に関する規定を廃止することとした。 額及び運賃等相当額が全額支給の限度額を超えるときに加算することとされ通勤手当について、交通機関等利用者に対する運賃等相当額の全額支給の 通勤手当について、交通機関等利用者に対する運賃等相当額の全額支給 て限 い度
- ) とすることとした。 っては、百分の百五)とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務職員に 十二月期の支給割合を百分の七十 (特定幹部職員にあっては、 百 の六十 0
- 定幹部職員にあっては、百分の百二・五)とすることとし、また、定年前再期末手当について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の百二十二・五 短時間勤務職員について、 (特定幹部職員にあっては、百分の五十八・七五)とすることとした。一時間勤務職員について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の六十八 再任用 七五
- いて、十二月期の支給割合を百分の五十(特定幹部職員にあっては、百分の六十は、百分の百二十五)とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務職員につ勤勉手当について、十二月期の支給割合を百分の百五(特定幹部職員にあって とすることとした。 勤勉手当について、十二月期の支給割合を百分の百五(特定幹部職員に
- 短時間勤務 部職員にあっては、百分の百二十二・五)とすることとし、また、定年前再任用 勤勉手当について、 (付研究員の採用等に関する条例の一部改正:職員にあっては、百分の五十八・七五)とすることとした。職員について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の四十 六月期及び十二月期の支給割合を百分の百二・ 五. (特定幹 七五

- 付 究員に 適用する給料表及び第二号任期付研究員に適用する給料

について、全ての号俸において給料月額を引き上げることとした。

- 期末手当の改定
- 六月期及び十二月期の支給割合を百分の百七十とすることとした。十二月期の支給割合を百分の百七十五とすることとした。
- 施行期日等
- に二の2の口については、令和六年四月一日から施行することとした。 この条例は、 公布 の日 から施行することとした。 ただし、一の2の四及び均並 てド
- 二月一日から適用することとした。 ついては同年六月一日から、一の2の三及び国並びに二の2の11については同一の1及て2の11世間に二の1については令和五年四月一日から、一の2の100円を100円で100円で100円で100円で100円

# 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十三号)

- 新たに採用された職員に対し、赴任に係る旅費を支給することとした。
- することができることとした。 れるものとして任命権者が定めるものに対し、 赴任に係る旅費の支給を受けることができる職員等との権衡上必要があると認 赴任に係る旅費に相当する旅費を支給
- 三 その他所要の整備を行うこととした。
- れた職員の旅費について適用することとした。
  赴任した場合の旅費に係る部分に限る。)は、令和五年十月一日以後に新たに採用さこの条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定(新たに採用された職員が
- 知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十四号)
- 期末手当に 期末手当について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の百七十とすることとし期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百七十五とすることとした。
- 四月一日から施行することとした。 この条例 は、 公布の日 カ ら施行することとした。ただし、二については、 令和六年
- 一については、令和五年十二月一日から適用することとした。
- 徳島県部等設置条例の一部を改正する条例(条例第四十五号)
- 知事の直近下位の内部組織として、新たに知事直轄組織を設置することとした。
- も未来部及び経済産業部を設置することとした。 監察局を改組し、 危機管理環境部、 危機管理部、 政策創造部、 企画総務部、 経営戦略部、 観光スポーツ文化部、 未来創生文化部、商工労働観光部及び 生活環境部、 こど
- この条例は、 令和六年四月一日から施行することとした。
- 職員の給与に関する条例について所要の整理を行うこととした。
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十六号)
- 支給することとした。 月以内の期間において勤務した期間があるものに対し、当該基準日に係る勤勉手当を勤勉手当の基準日に育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前六箇
- この条例は、 令和六年四月一日から施行することとした。
- 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第四

- て、十二月期 の支給割合を百分の百三十二・五とすることとした。
- る改正後の給料表については、令和五年四月一日から適用することとした。 の採用等に関する条例の一部を改正する条例 会計年度任用職員に適用される職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員 (令和五年徳島県条例第四十二号)
- 期末手当の支給割合は、常勤職員の例によることとした。
- 兀 勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めることとした。
- 五 その他所要の整備を行うこととした。
- 六 令和六年四月一日から施行することとした。 この条例は、 公布の日から施行することとした。 ただし、三から五までについ
- 一については、令和五年十二月一日から適用することとした。

- 令和五年五月十八日において知事であった者には、同**知事の退職手当の特例に関する条例**(条例第四十八号) は、支給しないこととした。 同日を含む任期に係る退職手当
- この条例は、 公布の日から施行することとした。

## 徳島県税条例等の一部を改正する条例(条例第四十九号)

- 賦課徴収の開始に伴う所要の改正を行うこととした。 個人の県民税の賦課徴収に関し市町村長が報告すべき事項に 9 7 · て、 森林環境税  $\mathcal{O}$
- その他所要の整備を行うこととした。
- 三この条例は、 公布の日から施行することとした。 令和六年一月一日から施行することとした。 ただし、二につい て

## 徳島県こども未来基金条例(条例第五十号)

- 事者への支援に必要な事業並びに少子化対策に関する事業に要する経費に充てるため 徳島県子どものはぐくみ条例その他の法令等を踏まえて実施するこども及び子育 かに成長することができる社会の実現を図るとともに、 徳島県こども未来基金(以下「基金」という。 本県の未来を担うこどもが、等しくその権利が擁護され、 )を設置することとした。 人口減少を克服するために、 自立した個人とし 7 て当 健や
- 基金として積み立てる額は、 予算で定める額とすることとした。
- 三 基金は、 一の事業の財源に充てる場合に限り、 処分することができることとした。
- 几 基金の管理、 運用益金の 処理等について、 所要の規定を設けることとした。
- 六 五 この条例は、 公布の日から施行することとした。
- に掲げる条例は、 廃止することとした。
- 1 徳島県安心こども基金条例
- 2 徳島県次世代はぐくみ未来創造基金条例

### 徳島県公告式条例の一部を改正する条例 (条例第五十一号)

- 公表の旨の前文、 知事の定める規則その他の規程を公布 年月日及び知事名を記入しなけ し、又は公表しようとするときは、 ればならないこととした。 制定又は
- を要するものに準用することとした。 知事及び教育委員会以外 の県の 機関  $\mathcal{O}$ 定める規則その他の規程で公表
- 他所要の整理を行うこととした。
- 条例 から施行することとした。

- 徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例 (条例第五十二号)
- と同様 学校職員の給与について、 の改定を行うこととした。 職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与改定
- この条例は、 公布の日 (一部につい ては、 令和六年四月 一 月) から施行することと
- (条例第五十三号) 徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の 部を改正する条例
- ととした。 に関する条例の適用を受ける会計年度任用職員会計年度任用学校職員の期末手当について、 の期末手当改定と同様の改定を行うこ会計年度任用職員の給与及び費用弁償
- 一日から適用することとした。 (令和五年徳島県条例第五十二号) による改正後の給料表につ 会計年度任用学校職員に適用される徳島県学校職員給与条例 1  $\mathcal{O}$ ては、令和五年四月 一部を改正する条例
- $\equiv$ 会計年度任用学校職員の勤勉手当の支給に関 し必要な事項を定めることとした。
- 四その他所要の整備を行うこととした。
- 五 この条例 は 公布  $\mathcal{O}$ 日 (一部については、 令和六年四月 一 月 から施行することと
- 条例の一部を改正する条例(条例第五十四号) 徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び 般職 の任期付研究員の採用等 に関する
- と同様 警察職員の給与につい の改定を行うこととした。 て、 職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与改定
- この条例は、 公布の日 一部に つい て は、 令和六年四月 一 日 から施行することと
- (条例第五十五号) 徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ととした。 に関する条例 .関する条例の適用を受ける会計年度任用職員会計年度任用警察職員の期末手当について、 会計年度任用職員の給与及び費用 の期末手当改定と同 様  $\mathcal{O}$ 改定を行 うこ 弁償
- 例第五十四号) 般職の任期付研究員の採用等に関する条例 会計年度任用警察職員に適用される徳島県地方警察職員の による改正後の給料表に 0  $\mathcal{O}$ ては、 一部を改正する条例 令和五年四月一日か 給与に関する条例 (令和五年徳島県条 ら適用するこ 及 び
- 三 会計年度任用警察職員の勤勉手当の支給に関 し必 要な事項を定めることとした。
- 四その他所要の整備を行うこととした。
- 五 した。 この条例は、 公布 の日 (一部につ いては、 令和六年四月 日) から施行することと
- 徳島県公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第四十七号)
- 徳島県公害紛争処理条例の 一部改正に伴う所要 の整備を行うこととした。
- この規則は、 令和六年一月一日から施行することとした。
- 技能労務職員 の給与に関する規則 ഗ 一部を改正する規則 (規則第四十八号)

- の全ての基準給料月額を引き上げることとした。 いて給料月額を引き上げるとともに、定年前再任用短時間勤務職員
- 四月一日から施行することとした。 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、二に職員を昇格させた場合における号俸を改めることとした。 つい て 令和六年
- 一については、令和五年四月一日から適用することとした。
- 第四十九号) 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則
- 徳島県文化財巡視員及び徳島県教育支援委員会調査員の報酬 の額を改定することと
- 適用することとした。 この規則は、公布の日か ら施行し、 改正後の規則の規定は、 令和五年四月
- 徳島県行政組織規則の 一部を改正する規則 (規 則第五十号)
- 徳島県こども未来基金条例の制定に伴う所要の整理を行うこととした
- この規則は、 公布の日から施行することとした。
- 徳島県優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則(規則第五十一号)
- 宅地造成等規制法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- この規則は、公布の日から施行することとした。租税特別措置法施行規則の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 徳島県収入証紙条例施行規則及び徳島県会計規則の一部を改正する規則 (規則第五十
- 証紙による収入の方法によらないことができる場合を追加することとした。
- けることとした。 一で追加する場合における使用料及び手数料の徴収手続について、 必要な規定を設
- この規則は、 令和六年一月一日から施行することとした。